

鎌ヶ谷市木造住宅耐震改修促進事業制度概要

この事業では、地震に対する建築物の安全性の向上を図ることにより災害に強い街づくりの推進を図ることを目的として、木造住宅の耐震診断及び改修費等の一部を補助する制度です。

〈対象建築物〉

昭和56年5月31日以前に建てられた木造在来軸組工法又は木造枠組壁工法で建てられた、専用住宅2階建て以下の一戸建ての住宅又は居住部分面積が延床面積の1/2以上の併用住宅です。改修費等補助の申請には、診断士による耐震診断の結果総合評点が1.0未満(「やや危険」又は「倒壊の危険」と判定され、耐震改修工事を行なうことにより、工事後の総合評点が1.0以上になる改修工事等が対象となります。

補助金の交付申請は毎年4月1日から11月30日までです。

※補助金を受給する方は、対象住宅を所有する方で市税を滞納していない方が対象です。

※着手後の申請受付はできませんのでご注意ください。

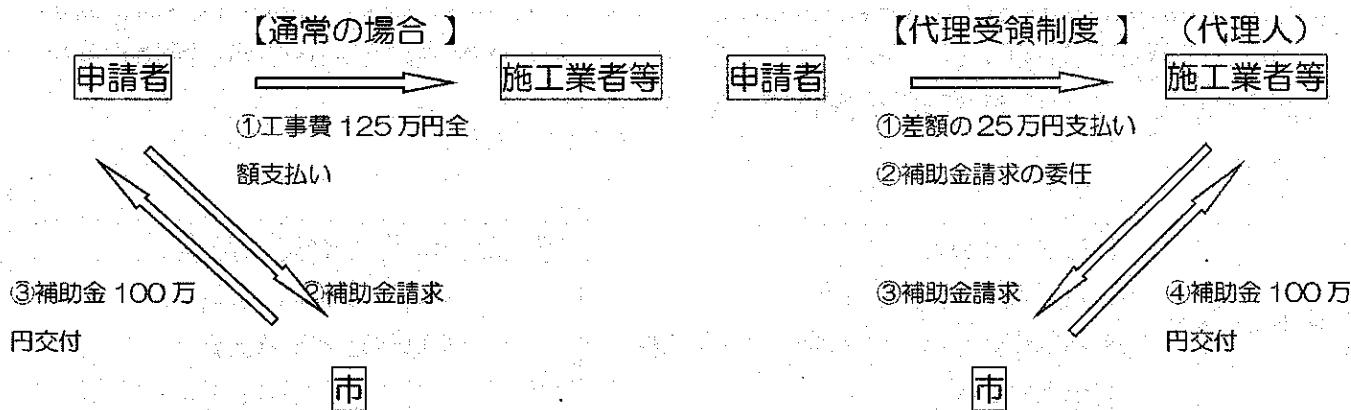
〈補助金額〉

- ①耐震診断費に要する費用の2/3に相当する額（5万円が上限）(1,000円未満は切り捨て)
②耐震改修設計に要する費用
③耐震改修工事監理に要する費用 } ②～④合計の4/5に相当する額（100万円が上限）
④耐震改修工事に要する費用 } (1,000円未満は切り捨て)

①～④合計の105万円が最大の補助金額です。

〈代理受領制度〉（令和6年度から適用開始）

申請者が耐震診断又は耐震改修を行った施工業者等に補助金の受領を代理で行わせることができる制度です。申請者は、耐震改修工事にかかった費用から補助額を差し引いた金額を施工業者に支払うことができるため、初期費用の負担を軽減することができます。補助金は、市から直接施工業者等へ交付します。



※上記は概要です。申請に別途条件等があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

あなたや家族の命を守るために建物の耐震化を！

令和6年度鎌ヶ谷市無料耐震相談会

～現在お住まいの住宅の図面があれば、無料耐震診断ができます～

昭和56年以前に建築された住宅は、現在の耐震基準を満たしていないことが多い、万一の場合倒壊する恐れもあります。令和6年に発生した能登半島地震では、昭和56年以前に建てられた木造住宅が大きな被害を受けております。

まずはご自身の住宅の耐震性能を知るために診断を行うことが大切であり、これによって初めてどの程度安全であるかを確認できます。まだ耐震診断を行っていない方は耐震診断に併せ、無料で耐震に関するアドバイスが受けられるこの相談会を是非ご利用ください。

内 容：簡易耐震診断(持参いただいた図面をもとに診断)

対象建築物：市内で昭和56年5月31日以前に建てられた木造2階建て以下(在来工法、枠組壁工法)の一戸建ての住宅又は居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上を占める併用住宅

| 実施予定日 | 実施予定場所 | 最大対象件数 | 申込期限 |
|---------------|----------------|--------|----------|
| 令和6年5月18日(土) | まなびいプラザ | 10件 | 5月2日(木) |
| 令和6年7月20日(土) | 東初富公民館 | 10件 | 7月8日(月) |
| 令和6年9月28日(土) | 北部公民館 | 10件 | 9月6日(金) |
| 令和6年11月30日(土) | くぬぎ山コミュニティセンター | 10件 | 11月8日(金) |
| 令和7年1月18日(土) | 東部学習センター | 10件 | 1月6日(月) |

診断は事前申込制で、下記の申し込み先に電話、メール又は窓口にて承ります。相談日の時間は締め切り後に市から連絡いたします。

※相談の所要時間は1件当たり40分程度です。

※原則、相談には確認申請図書等の図面が必要です。なお、平面図などがない場合は、お申し込みの際にその旨職員にお申し付けください。日程を調整させていただき、職員が自宅まで訪問し、診断に必要な図面を作成いたします。

| | | |
|-------|---|--|
| 申し込み先 | 〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 鎌ヶ谷市役所 都市建設部 建築住宅課 (市役所4階) | 電 話 445-1466(直通) 445-1141(代表) 内線 426、427 メール sidou@city.kamagaya.chiba.jp |
|-------|---|--|